

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、令和3年5月から令和5年6月の間、市民税・県民税の課税等に係る事務処理を13件怠り、市民税・県民税について約189万円の賦課漏れ及び約8万円の過徴収、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料について約110万円の賦課漏れ及び約12万円の過徴収を発生させました。また、賦課漏れのうち市民税・県民税4件（合計約28万円）、国民健康保険料2件（合計約32万円）について、地方税法及び国民健康保険法の規定に基づく賦課決定の期間制限により賦課できない状況を招きました。

なお、本件発生については、令和5年9月28日に港南区から記者発表しています。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
港南区	事務職員	50代	減給10分の1 1箇月

※本処分については、令和6年9月5日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 管理監督者処分

次の3名を管理監督者処分としました。

- ・課長級1名 課長補佐級1名 係長級1名 市長口頭厳重注意

お問合せ先	
総務局人事課	Tel 045-671-4005